

JPRS-ADV-2020001

2020年 2月 28日

JP ドメイン名諮問委員会  
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス  
代表取締役社長 東田 幸樹

## 諮 問 書

下記の事項について、諮問いたします。

### 記

#### 1. 諒問事項

ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合の JP ドメイン名の扱いについて

#### 2. 諒問理由

JPRS では、JP ドメイン名について、登録等に関する規則（以下「登録規則」といいます）にてドメイン名を登録するために必要となる資格（以下「登録資格」といいます）を定めています。

現在、ドメイン名登録後に登録者が登録資格を喪失した場合、登録規則にて登録者はドメイン名の廃止を届けなければならぬと定めています。また、登録者が廃止の届け出を怠った場合、JPRS はそのドメイン名の登録を取り消すことができると定めています。いずれの場合も現行の登録規則では、登録者はドメイン名登録後に登録資格を喪失すると、ドメイン名の登録を継続することができないこととなっています。

しかし、登録者が登録資格の喪失後もインターネット上の活動を継続しようと/orする場合、新たなドメイン名への移行が必要であり、そのためには新しい Web サイトの作成や URL の周知、コンテンツの移動等、準備期間が必要です。また、登録者がインターネット上の活動を終了する場合も、ドメイン名の廃止に関する周知が必要とな

ります。さらに、登録資格を喪失するまで利用していたドメイン名は、インターネット上の Web サイトだけでなく他の様々な場所から参照されている可能性があり、その参照・被参照関係を適切に移行または終了するための時間も必要であると考えられます。これらの期間なくドメイン名の移行や廃止を行うことは、インターネットユーザーの混乱を引き起こす恐れがあります。

また、JPRS はレジストリとして管理するドメイン名の登録情報を正確かつ最新の状態で維持することが必要で、そのために、登録者は登録情報を正確で最新の状態に保つ必要があります。しかし、前述のように、登録者が登録資格を喪失すると、現行の登録規則では、ドメイン名の廃止を行わざるを得ない状況にあり、これは登録者による正しい登録情報への更新を抑制するものになっているという可能性があります。実際に、登録者が登録資格を喪失した後も古い情報のまま登録を継続していた事例もあり、登録情報の更新が適切に実現されない状況になっていると考えられます。

上記のような状況に鑑みると、ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合の JP ドメイン名の扱いについて、登録の継続を一定期間認める等の対応を検討する必要があります。このような施策を実施することにより、登録者の利便性の向上、インターネットユーザーの混乱の回避とともに、最新のドメイン名登録情報の維持に繋がると考えられます。

検討を進めるにあたり、特に、以下の点が論点になると考えております。

1. ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合、登録者がドメイン名の登録を一定期間継続することを認めるべきか。
2. 登録の継続を認める場合の条件はどうあるべきか。

上記のような観点から、ドメイン名登録時には登録資格を満たしていたが、登録後に登録者が登録資格を喪失した場合の JP ドメイン名の扱いに関する方針および留意点についてご答申いただきたく、お願い申し上げます。

以上